

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、作業員として就労していた。

請求人によれば、同年〇月〇日、外壁工事の現場において足場に登りコーキング作業をしていたところ、足場から転落して負傷した（以下「本件災害」という。）という。

2 請求人は、同日、C病院に受診し「第2、5腰椎破裂骨折」と診断され、同病院及びD病院において療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。

3 請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認めたが、請求人には、既存障害として「第11胸椎圧迫骨折」があり、同一部位に属する障害として障害等級第8級の障害が存していたことから、加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求を行ったが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。

5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級第8級を超え、加重に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、せき柱の変形障害及び運動障害、腰部の神経症状、背部の醜状障害であると認められるところ、改めて、E医師作成の障害補償給付請求書添付の平成〇年〇月〇日付け診断書及び同年〇月〇日付け回答書を含む一件記録を精査したが、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、背部の醜状障害は引用する障害等級表上の障害等級には該当しないものの、請求人の胸腰部には、障害等級準用第8級「せき柱に中程度の変形を残すもの」(系列16)に該当する変形障害及び同障害に伴う受傷部位の神経症状が認められ、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第8級に該当するものと判断する。

(2) この点、請求人には、既存障害として、画像上第11胸椎に圧迫骨折が認められるところ、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人の既存障害の程度は、障害等級準用第8級「せき柱に中程度の変形を残すもの」(系列16)に該当するものと判断する。

(3) 以上を踏まえると、請求人に残存する障害及び残存障害は、いずれも引用する障害等級表上の障害系列表「系列16」の同一系列に属する変形障害として

評価されるものであり、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人に残存する障害の程度は既存障害より重度であるとは認められないことから、労災則第14条第5項に規定する「加重」には該当しないものと判断する。

- (4) なお、請求人は、本件災害による残存障害は既存障害とは経緯及び負傷部位が異なっていることから別個に評価すべきである旨を主張するが、既存障害と新たな障害を別個に評価すべきであるか否かの判断は、その程度及び労働能力への影響の程度等を総合的に勘案して決定すべきであると思料するところ、引用する認定基準に基づく当審査会の判断は上記のとおりであり、同主張を採用することはできない。

3 結 論

以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって主文のとおり裁決する。